

新総合事業事業者説明会におけるQ&A (平成28年12月28日版)

質問番号	質問内容	回答案
1	新総合事業の目的に「～地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し～」とあるが、現時点でのくすのき広域連合における地域の実情とはどのような状況であるのか。	第6期くすのき広域連合介護保険事業計画におきまして高齢者を取り巻く現状等について記載しており、更にそれらを踏まえて、市域協議体において地域ごとのより細かな実情を把握しようとしているところです。
2	①福祉用具やSSなどの予防給付サービスと訪問介護を併用する場合、介護保険被保険者証と事業対象者被保険者証の両方を持つことになるのか。 ②基本チェックリストによる振り分けは、包括と本部が行うとなっているが、更新時、担当ケアマネがチェックリストを行うことはあるのか。	介護保険被保険者証のみです。 要支援者等の更新時には、スクリーニングシートの基準に照らし、基本チェックリスト対象に該当する場合は、原則として担当ケアマネジャーに実施いただくことになります。
3	「介護予防ケアマネジメントにおける自立支援のあり方」後段2行の結論に至る説明で介護保険法第1～4条について記載されており第5条3項の記載がないことから、保険者は介護予防ケアマネジメントにおける自立支援のあり方に関与していないとお考えか。	介護保険事業ならびに地域支援事業は保険者であるくすのき広域連合が実施主体であり、説明会資料に記載はありませんが介護保険法第5条第3項につきましては当然の責務と認識しております。保険者として法の基本理念に則り、今後も事業等の取組みを推進する所存です。
4	更新の場合の新総合事業の移行について4パターンあるが、分かりやすい事例をあげてほしい。	平成29年4月以降に要支援認定を受ける場合は、新規・更新に関わらず訪問介護と通所介護のサービスは新総合事業の枠組みになるということを図式で説明したものです。なお、平成29年4月以降は要支援認定を省略した基本チェックリストの判定によるサービス事業対象者も新総合事業の対象者となります。
5	スクリーニングの際の審査方法と審査基準はどのようなものか。	何らかの支援を希望して窓口に相談に来られた方等に対し、別紙のスクリーニングシートを活用し、申請窓口で振り分けを行います。身体面や認知症の状況、希望されるサービス内容等をスクリーニング基準に照らして相談し、基準に該当する場合は基本チェックリストによる判定は行わず、要介護認定申請を勧めます。
6	基準緩和サービスに関して、他保険者所在地にある事業所が指定を受けることはできるのか。	くすのき広域連合圏域外の事業者が、くすのき広域連合被保険者に対し、新総合事業のサービス(みなし指定による現行相当サービス以外)を提供する場合、くすのき広域連合の指定を受ける必要があります。指定を受けない場合、みなし指定によるサービス以外は提供できないことになります。 (新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問5 2参照)
7	現行相当サービス該当者の基準はあるのか。どのような方が現行相当サービス対象者と考えられるのか。	説明会資料P17に例示しているようなケース、認知症の進行によりサービス利用の理解が困難な方、状態が不安定な方など専門職による関与が必要とケアマネジメントにより判断された方が対象となります。しかし、この場合にも可能であれば多様なサービス利用への移行をめざし、モニタリング等で定期的に評価を行います。
8	くすのき広域連合の訪問介護相当サービスは、平成29年度末までの暫定サービスであり、平成30年4月をもってなくなるとの解釈でよいのか。	平成30年3月末で終了するのは、旧制度(平成29年4月より以前に要支援認定され有効期限が残っている方)の介護予防訪問介護と介護予防通所介護です。それに相当するサービスとして新総合事業の枠組みで訪問介護相当サービスおよび通所介護相当サービスを継続し、前述のとおり、専門職の関与が必要とケアマネジメントにより判断された方が利用対象者となります。
9	くすのき広域連合訪問介護相当サービスの必要がある対象者が、支給限度額の範囲内でくすのき広域連合訪問型サービスA(緩和型)を併せて利用することは可能か。	訪問介護相当サービス利用者はケアマネジメントにより専門職の関与するサービスが必要と判断された方であり、訪問型サービスA(緩和型)は専門職の関与を必要としないとケアマネジメントで判断された方でありますので、両者の併用はできません。
10	現在利用中の方に対し、現行サービスの違いや変更について、具体的にどのように説明したらよいか。	くすのき広域連合で新総合事業に関するリーフレットを作成予定であり、それを活用し、認定更新時に地域包括支援センターや担当ケアマネジャーから利用者にご説明いただくこととなります。また予防給付から新総合事業に移行するため、サービス提供にあたり、重要事項説明書を交付の上新たに契約書を取り交わす必要があるため、その際にもご説明いただくこととなります。

新総合事業事業者説明会におけるQ&A (平成28年12月28日版)

質問番号	質問内容	回答案
11	くすのき広域連合訪問型サービスA（緩和型）の人員基準について訪問事業責任者ならびに従事者は指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の訪問介護員等（サービス提供責任者・訪問介護員）と支障がない場合、兼務は可能か。また、個別サービス計画の作成は、人員にある各職種に限定はあるのか。	一体型の場合、兼務は可能です。ただし、双方の人員基準を満たす必要があります。（新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問18参照） 個別サービス計画作成は訪問事業責任者が作成するものとします。
12	くすのき広域連合通所型サービスA（緩和型）に配置される専従1以上の従事者の当日従事時間は、指定通所介護・介護予防通所介護の人員配置上の日常勤換算に含めてよいのか。	職員の加配が必要な中等度ケア体制加算、認知症加算および常勤換算で介護福祉士50%以上の配置が必要なサービス提供体制強化加算においては通所型サービスA（緩和型）の職員は換算に含めることができますが、加算については、加算要件を満たす必要があります。
13	「必要に応じて個別サービス計画の作成」とあるが、現行のような通所介護計画書は不要と考えてよいのか。また、日々のサービス提供記録簿の作成は必要か。それに代わる記録簿があれば不要か。（現状ではサービス提供記録簿とトレーニングカードの両方とも作成している。	通所型サービスA（緩和型）の個別サービス計画は利用者の希望により作成することから、目標や実施するプログラムについて利用者と共有する必要があります。内容については事業所が創意工夫の上決定してください。日々の記録等については、現行同様に必要となります。
14	通所型サービスC（短期集中型）について、機能訓練指導員に看護師は含まれないのか。通所型サービスC（短期集中型）について通所介護や通所型サービスA（緩和型）と一体型で提供可能か。	機能訓練指導員の職種は現行の通所介護と同様であり、看護師も含まれます。 通所型サービスを一体型で提供することについては、それぞれの基準を満たせば可能です。（新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問21参照）
15	通所型サービスC（短期集中型）の目的として「短期集中的な支援により～」とあるが、週1回2時間程度の利用は「集中的な支援」として利用者に説明してよいのか。	通所型サービスC（短期集中型）はリハ職等の専門職が短期集中的に支援することで効果的、効率的に生活機能の向上を図る事業です。サービス提供にあたっては利用者目標を共有し、プログラムを組み立てるとともに、サービス時間内の訓練はもとより、自主訓練の方法や体の動かし方など専門的な視点からアドバイスすることで、サービス事業卒業後のセルフケアにつながる支援が必要と考えます。
16	通所型サービスC（短期集中型）には入浴加算がないことから、入浴は想定されていないと考えてよいのか。通所型サービスC（短期集中型）に該当し、利用開始時点でケアマネジメントにより入浴介助が必要と判断された場合、訪問系サービス等でフォローしていくことになるのか。	通所型サービスC（短期集中型）はリハビリ職等による短期集中支援であり、入浴サービスは想定していません。対象者はケアマネジメントにより短期集中的な支援で生活機能向上を図ることで自立支援につながる方であり、その過程において利用当初に入浴介助が必要と判断された場合、その他サービスを検討してください。
17	通所型サービスC（短期集中型）の基準の中の人員について、機能訓練指導員1以上というのは、通所介護相当サービスの基準の中の機能訓練指導員以外に1名という解釈か。	通所型サービスC（短期集中型）の人員については、貴見のとおりです。（新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問21、問26参照）
18	通所型サービスC（短期集中型）の運営基準で定められている個別サービス計画の作成は、人員配置基準で示された職種のうちだれが作成することを想定しているのか。	通所型サービスC（短期集中型）は機能訓練指導員等、該当するプログラムを担当する専門職が作成します。定期的な評価が必要であり、機能訓練指導員が直接個別サービス計画を作成するか、直接作成しない場合でも何らかの関与が必要と考えます。
19	介護予防ケアマネジメントに関して、居宅介護支援事業所へ事業対象者の方を再委託することは可能か。	当面の間、新規に要支援認定を受けた方及び新規に事業対象者となった方は地域包括支援センターが直接、ケアマネジメントを行います。更新により要支援になった方や要介護または要支援認定があり、サービス継続のため基本チェックリストにより事業対象者となった方は既に担当ケアマネジャーがいることから、利用者の円滑なサービス利用の観点により、従来と同様、居宅介護支援事業者への委託を行います。（説明会資料P35、P36参照）
20	新総合事業の初回アセスメントは、包括が行うということだが、どのような様式で行うのか。また、医療的な情報についても提供してもらえるのか。それとも、本人の聞き取りのみでよいのか。	基本チェックリストの判定結果に加え、利用者基本情報やアセスメントシート等のツールを活用し、総合的にアセスメントを行います。医療的な情報については、要支援認定の方は主治医意見書がありますが、基本チェックリストによる事業対象者の場合はないため、本人等からの聞き取りに加え、サービス担当者会議等で主治医の意見を聞く等の配慮が必要です。

新総合事業事業者説明会におけるQ&A (平成28年12月28日版)

質問番号	質問内容	回答案
21	ケアマネジメントに関して、要介護（要支援）認定新規申請の場合、暫定的な利用が考えられる。状態像から早急に訪問型サービス、通所型サービスを利用した後、要支援認定が出た場合は現行相当サービス、緩和型サービスのどちらに該当すると考えるのか。要介護相当と判断し、介護サービスを利用した後、要支援認定が出た場合の取り扱いは。	利用されたサービス内容によります。訪問型サービスのみ利用する場合は、現行相当サービスであっても緩和型サービスであっても新総合事業によるサービスです。緩和型サービスを暫定利用していて要介護認定が出た場合、暫定利用分は自己負担となるため注意が必要です。なお、事業対象者が緩和型サービスを利用中、状態の変化により要介護認定申請を行い要介護認定を受けた場合、前述の不利益を回避するため、介護給付を受けるまではサービス事業のサービス利用継続が可能となっています。（厚生労働省平成27年3月31日付Q&A第4サービス利用の流れ問4参照）
22	事業対象者から要支援者（または要介護者）に移行した場合、原則事業対象者の終日＝認定申請日の前日とあるが、認定申請日ではないか。	要支援又は要介護認定日は申請日に遡ることから、サービス事業対象者の有効期間（終日）は申請日の前日までとなります。
23	事業対象者（基本チェックリストのみ）に対しての被保険者証や有効期限が分かるものは交付されないのか。	説明会資料P12のフロー（案）の図にも記載していますが、事業対象者に対し、有効期限等を記載した被保険者証、負担割合証を発行します。（新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問14、問15参照）
24	介護予防ケアマネジメントCの一般予防サービス費等についても委託を受けることは可能なのか。	委託については、現在検討中です。
25	第2号被保険者は要支援認定を受けていれば、新総合事業（現行相当・緩和型ともに）も利用できるということか。	貴見のとおりです。（厚生労働省平成27年3月31日付Q&A第4サービス利用の流れ問5参照）
26	通所介護（現行相当含む）と一体型で緩和型サービスを提供する場合、通所介護の人員である看護師や生活相談員・介護職員が緩和型サービスの人員として従事（兼務）することで、緩和型サービスの人員基準は満たされるのか。例えば、通所介護（現行相当含む）25名＋緩和型5名の定員計30名で運営する場合、管理者・生活相談員・看護師（機能訓練指導員兼務）・介護職員3名の人員配置で大丈夫か。	双方の基準を満たす必要があります。一体型の場合、現行相当の基準である管理者（常勤、専従）、生活相談員（専従）、看護職員（専従）、機能訓練指導員に加え介護職員が15人以内で1以上（専従）、15人を超える場合は利用者1人ごとに0.2以上（専従）の配置が必要となります。ご質問の場合、通所介護（現行相当含む）25名に対し、下線の従事者に加え介護職員が15人に対し1名、15人を超える部分に対し10人×0.2＝2名、緩和型5人に対し必要数となるため、介護職員数は3名プラス必要数となります。
27	訪問看護ステーションにおいて通所型サービスC（短期集中型）については、指定を受けることが可能ということは理解できた。通所型サービスA（緩和型）については指定を受けることが可能か。	基準を満たせば可能と考えます。
28	通所型サービスA（緩和型）について、くすのき広域連合構成市以外に居住されている場合は、利用可能なのか。利用不可の場合、利用を希望された方の保険者に登録申請することで可能なのか。現在、要支援の利用者が通所介護相当サービスを希望した場合、継続可能か。通所型サービスA（緩和型）への移行を促す場合、ケアマネジャーまたは包括の業務となるのか。	くすのき広域連合圏域外に居住されている利用者に緩和型サービスを提供する場合、利用者の居住する保険者の指定又は委託を受ける必要があり、直接当該保険者にお問い合わせください。なお、現行相当サービスについては、みなし指定を受けている事業者は平成30年3月末まで全国一律で提供可能です。現在、要支援者で介護予防通所介護（または訪問介護）を利用中の方が、平成29年4月以降の更新申請で要支援認定を受け、緩和型サービス移行が可能と判断された場合、一方的に移行を促したり、反対に本人の希望のままに現行相当サービスにつなぐのではなく、サービス提供事業者やケアマネジャーが連携し、アセスメントした上で、本人の理解を得て介護支援計画を立てることが必要です。

新総合事業事業者説明会におけるQ&A (平成28年12月28日版)

質問番号	質問内容	回答案
30	<p>要介護者と現行相当要支援者の定員と、通所型サービスA（緩和型）の定員の合計が、設備基準の定員を超えて申請はできるのか。不可の場合は、現在登録している定員の変更申請が必要か。定員超過の考え方について、月平均のとらえ方でよいのか。また、利用時間が重複しない場合は1カウントとすることでよいのか。（2単位の申請が必要か）</p>	<p>設備基準において、3㎡×利用定員以上の基準を満たす必要があり、その基準を満たせない場合、利用定員の変更が必要となります。（新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問23参照）</p> <p>利用者の計算方法は、1ヶ月間（暦月）の利用者の平均数を使います。</p> <p>1ヶ月間の利用者数の平均は、その月におけるサービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた利用者の最大数の合計を、その月のサービス提供日数で除して出た数字になり、算定に当たっては、小数点以下を切り上げます。（現行通り）</p> <p>計算の結果、定員超過利用の基準に該当することになった場合、通所介護（デイサービス）事業所は、その翌月から、定員超過が解消されるにいたった月まで、利用者全員の所定単位数が規定されている方法に従って減算され、定員超過が解消されるにいたった月の翌月から、通常の単位数が算定されます。</p> <p>なお、利用者の定員については要介護者と通所介護相当サービス利用者の合算と通所型サービスA（緩和型）利用者とは別々に定め、定員超過の算定もそれぞれで行うことになり、互いに影響を受けません。（新総合事業におけるQ&A問24参照）（厚労省平成27年8月19日第6総合事業の制度的な枠組み問12参照）</p> <p><u>利用時間が重複しない場合とありますが、通所型サービスA（緩和型）の半日利用のサービス利用者を想定されたことと推察します。単位数は2単位になるものの午前利用者と午後利用者のサービス提供時間が重複しない場合、1カウントとしてサービス利用時間帯に事業所にいる緩和型サービス利用者数の最大数をその日の利用人数としてよいと考えます。</u></p>
31	<p>利用者15名を超えた場合、利用者1人に必要数とあるが、必要数とはなくてもよいということか。必要数とは事業所で判断することか。計画に基づき配置するのか。</p>	<p>必要数とは一概になくてもよいということではありません。安全に事業運営ができる範囲で、各事業所で判断していただくこととなります。なお、指定通所介護等と一体的に行う場合はそれぞれの基準を満たす必要があります。</p> <p>通所型サービスA（緩和型）を単独で行う場合と、通所介護等と一体的に行う場合では、従事者の配置状況も異なるため、一律に決めず必要数としており、具体的には事業者が定めた定員とそれに対する職員配置を確認の上、指定の段階で保険者が個別に判断することとなります。</p>
32	<p>通所型サービスC（短期集中型）の機能訓練指導員は常勤の必要はあるのか。常勤の必要がないなら、週何回、何時間を想定しているのか。</p> <p>通所型サービスA（緩和型）の職員の必要数とは。例えば、通所介護（定員19名）＋通所型サービスA（緩和型）（定員15名）で介護職員3名で基準を満たしていると考えていいのか。</p>	<p>機能訓練指導員は常勤の必要はありません。1単位2時間程度のサービス提供時間において機能訓練指導員は専従で配置しておく必要があります。</p> <p>通所型サービスA（緩和型）については利用者15人までは介護職員1人以上、15人を超える場合は利用者1人に対し必要数配置していただくこととしています。その必要数とは安全に事業運営ができる範囲で事業所ごとに判断していただくこととなります。（新総合事業におけるQ&A平成28年11月30日版問27参照）</p>
33	<p>新総合事業で移行する緩和型各サービスに係る利用料は、現行の高額介護サービス費の対象となるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>